

政策局

あらゆる可能性に挑戦し、安心と活力につながる政策実現と発信を行います

「横浜市中期4か年計画2018～2021」に基づき、将来に向けて、横浜をさらに飛躍させていくため、様々な政策・施策に取り組みました。また、新たな中期計画の策定にあたって、議論の出発点となる「新たな中期計画の基本的方向」を令和4年5月に公表しました。

現在の指定都市制度を抜本的に見直し、横浜にふさわしい、新たな大都市制度である「特別市」の実現に向けた検討、調整、市民の皆さんへのPR等を行っています。

すべての人の個性と能力が発揮される男女共同参画社会の実現を目指して、働く女性への支援、誰もが働きやすい職場づくりを進める企業支援、DV防止とあらゆる暴力の根絶などに取り組んでいます。

広報と報道、プロモーションを一体的に展開し、市民の皆さんの立場に立った「迅速・正確」な情報発信を行います。また、市の施策や魅力を国内外に広く効果的に発信し、横浜の都市ブランド力の向上を図ります。

トップマネジメントの推進(政策課)

■市政運営の基本方針

1 市政運営の基本方針の位置付け

市政運営の基本方針は、年度ごとの(1)横浜市全体の運営方針、(2)予算の方向性を示し各区局統括本部が策定する運営方針の指針となるものです。

2 令和4年度の市政運営の基本方針

「令和4年度の市政運営の基本方針」を令和4年2月9日に公表しました。

令和4年度は、「感染症対策の更なる強化」、「『横浜の未来を拓くDX』の推進」や「『財政ビジョン』『行政運営の基本方針』『次期中期計画』の策定」等により、持続可能な市政運営を目指しながら、市民の皆様の安全・安心な暮らしをしっかりとお支えし、横浜の未来を切り拓いていくとしています。

■横浜市専門委員の運営

横浜市の将来を展望し、確かな未来をつくるため、行政の発想に留まらない様々な知恵を集めて市政運営に反映する必要があります。そのため、市政運営について、外部の専門的視点からの助言や、最新の知見等をいただくことを目的として、地方自治法第174条の規定により、横浜市専門委員を設置しています。

重要施策の企画・総合調整

■横浜市基本構想(長期ビジョン)の普及・啓発(政策課)

平成18年からのおおむね20年間を展望し、横浜市が目指すべき都市像や、それを実現するための基本姿勢などを示した「横浜市基本構想(長期ビジョン)」を平成18年6月23日に策定しました。

■横浜市中期4か年計画2018～2021の進行管理(政策課)

計画の推進にあたっては、社会情勢の変化を踏まえながら、PDCAサイクルによりしっかりと検証しながら進める計画としていきます。

進行管理においては、各年度の実績等の進捗状況をとりとまとめ、公表します。また、中間振り返り(令和2年度)・最終振り返り(令和4年度)時には、評価を実施するとともに、外部有識者へのヒアリングを行い、評価に対する意見をいただき公表します。

令和3年度は、8月に、令和2年度中に進めた施策や事業の実績と今後の取組の方向性を「横浜市中期4か年計画2018～2021 令和2年度取組状況」として取りまとめ、公表しました。

■新たな中期計画の策定(政策課)

令和4年5月に、新たな中期計画の策定にあたって、

議論の出発点となる「新たな中期計画の基本的方向」を公表し、市民意見募集を行いました。

■横浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理（政策課）

令和4年5月に、新たな中期計画の策定にあたって、議論の出発点となる「新たな中期計画の基本的方向」を公表し、市民意見募集を行いました。

■新たな大都市制度「特別市」の実現に向けた取組（制度企画課）

大都市が抱える課題に対処し、将来にわたってより良い行政サービスを提供し続けていくためには、それにふさわしい権限と税財源を持ち、市域の仕事を一貫して担う「特別市」制度の実現が必要です。

議会との議論を経て策定した「横浜特別自治市大綱」（平成25年3月策定、令和3年3月改訂）では、「特別市」制度の必要性や骨子、期待できる効果等を整理しました。「特別市」の早期実現に向けて、川崎市・相模原市や指定都市市長会とも連携し、国等への働きかけや、パネル展やシンポジウムの実施などの広報活動を行っています。

■地方分権の推進（広域行政課）

市民の皆さんに最も身近な基礎自治体である横浜市が、市民の皆さんのニーズや地域の実情に合わせて総合的で一元的な行政サービスを提供するためには、より一層、国や県からの権限・税財源の移譲が必要です。そのため、国の地方分権の動向などに合わせて、他の自治体とも協力しながら、国への働きかけなどの取組を行っています。

■国の制度及び予算に関する提案・要望（広域行政課）

最大の基礎自治体としての横浜市ならではの視点に立って、日本全体の課題解決と持続的な成長につながるよう、特に重要な施策に係る提案・要望を国へ行っています。

■首都圏空港機能強化関連施策の推進（政策課）

平成22年10月に羽田空港の新滑走路と国際線ターミナルが供用開始され、国際定期便の就航が開始されました。平成25年度末に年間9万回だった国際線発着枠は、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて機能強化が進められ、令和2年3月に年間12.9万回に拡大されました。

本市としても空港との近接性をいかし、国等と協力した取組を進めています。

■「海洋都市横浜」を目指した取組（政策課）

平成19年に制定された海洋基本法、法に基づく海洋

基本計画を踏まえ、教育・研究・産業等の活動の拠点となる都市「海洋都市横浜」を目指し、取組を進めています。

平成27年9月には、産学官がこれまで以上に連携し、海洋に関する取組を展開できるよう「海洋都市横浜うみ協議会」を設立しました。この協議会を中心に、「海洋都市横浜うみ博」や「海と産業革新コンベンション」をはじめとした「海洋に関する活動の総合的な情報発信」「市民の海洋に関する理解や関心の向上」「海洋産業の振興」「海洋環境の保全」などの取組を進めています。

■新型コロナウイルス感染症対策（政策課）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国費も活用しながら、新型コロナウイルス感染症による影響に幅広く対応するため、市民生活の安全・安心をお守りするとともに、経済の再生や新たな日常への取組を推進しました。

市政運営に関する総合調整

■広域的な行政の推進（広域行政課）

現在、市民の皆さんの生活は、通勤・通学だけでなく、消費活動、文化活動などの面でも、一つの行政区域を越えた広がりを持っています。また、環境保全、廃棄物処理等、首都圏全体に共通する広域的な行政課題が多くなっています。

これらに対応するには、神奈川県や川崎市などの県内自治体はもとより、東京都をはじめとする首都圏自治体等と協調・連携した取組が欠かせません。さらに、大都市問題などの解決に向けて、全国の政令指定都市との共同の取組も必要です。

このため、指定都市市長会、九都県市首脳会議、8市連携市長会議、全国市長会、神奈川県市長会、県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会等を通じて、各種調査の実施、関係自治体との協議・調整、国等への提言・要望及び情報交換等、広域的施策の展開に向けた取組を行っています。

■道志村及び昭和村との友好交流促進事業（広域行政課）

横浜市と山梨県道志村は、明治30年に道志川から取水を始めて以来、水を通じて様々な交流を続けています。平成16年6月には「横浜市と道志村の友好・交流に関する協定」、平成26年10月には「災害時における相互応援に関する協定」及び「道志村への水源林木材の寄附に関する協定」を締結しました。

この協定に基づき、市民・村民の皆さんの活発な交流が進められるよう、また、市・村間の相互協力を通じて、地域が活性化するよう取り組んでおり、市民の皆さんが温泉などの道志村内施設を利用する際に優待サービスを受けられる「はまっこどうしふるさと村事業」などを実施しています。

横浜市と群馬県昭和村は、横浜市の施設である「横浜

市少年自然の家赤城林間学園（旧「横浜市赤城山市民野外活動センター」）を昭和47年に昭和村に開設して以来、様々な交流を行っています。平成17年7月には、「災害時における相互応援に関する協定」、平成25年10月には「横浜市と昭和村の友好・交流に関する協定」を締結しました。

この協定に基づき、市民・村民の皆さんの活発な交流が進められるよう、また、市・村間の相互協力を通じて、地域が活性化するように取り組んでおり、小学校における学習活動の一環として昭和村産こんにゃく芋の育成を通じた友好交流の促進等の取組を行っています。

■横浜市強靱化地域計画の推進（政策課）

国土強靱化基本法に基づき「横浜市強靱化地域計画」を策定し、様々な自然災害による被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる「強さ」と「しなやかさ」を持った都市づくりを推進しています。

■横浜市民意識調査等の実施（政策課）

市民の意識に関する基礎的調査等を実施するとともに、基礎的な統計・調査に関する相談対応や情報提供等を行っています。

横浜市民意識調査

市政を進めていく上での基礎資料として、市民の皆さんの生活意識・生活構造を調査しています。

令和3年度は、「市政への満足度・要望」などの経年項目に加えて「生活価値観」などの特集項目を調査しました。

■データ活用の推進（政策課）

横浜市官民データ活用推進基本条例を踏まえ、本市における官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、施策や推進体制に関する基本的な事項を定めた「横浜市官民データ活用推進計画」に基づき、庁内におけるデータ活用を推進しています。

市職員対象のデータ活用人材育成研修の開催や、事業・取組実施の方向性、効果検証手法等に関する相談窓口となる相談会を開催し、区局における取組を支援しました。また、市ウェブサイトと連携した横浜市オープンデータポータルサイトの運用のほか、統合型GIS（地理情報システム）を、市民向け地図情報サイトにおける利便性・操作性の向上及び庁内でデータを共有・有効活用するための環境向上を目的として、再構築しました。

■統計調査（統計情報課）

「国勢調査」をはじめ「経済センサス」「住宅・土地統計調査」「就業構造基本調査」などわが国の統計体系上、基礎的で重要な基幹統計調査を国の法定受託事務として実施しています。また、各種施策企画立案の基礎資料として「国勢調査」などについては、横浜市分の結果をと

りまとめた報告書を発行しています。

このほか、市政運営の基本となる人口や世帯数を毎月集計し公表しています。

■統計情報提供事業（統計情報課）

横浜市統計ウェブサイト「統計情報ポータル」(<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/tokei-chosa/portal/>)や、統計メールマガジン「はまめる」で、庁内外に統計情報を提供しています。平成26年度からは統計データのオープンデータ化を順次進めています。

また、総合的統計資料である「横浜市統計書」や他の政令指定都市等と共同で「大都市比較統計年表」を編集し毎年発行しています。このほか、横浜市の経済規模や構造、所得水準などを体系的にとらえた市民経済計算による市内総生産や市民所得の推計などを行っています。

男女共同参画の推進

（男女共同参画推進課）

■男女共同参画推進事業

「横浜市男女共同参画推進条例」に基づき「横浜市男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指した施策を総合的かつ計画的に推進しています。

1 女性活躍のさらなる推進

(1) 横浜女性ネットワーク会議

働く女性の学びと交流の場である「横浜女性ネットワーク会議」を開催しました。

(2) よこはまグッドバランス賞

誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内企業等を「よこはまグッドバランス賞」として認定し、その取組を広く紹介することで、他の企業等への普及・啓発を図っています。

2 安全・安心な暮らしの実現

(1) DV防止の啓発

DV相談支援センターの周知及びDV防止の啓発を目的として、女性に対する暴力をなくす運動期間（毎年11月12日～25日）を中心に、キャンペーンを展開しています。

また、若者向け暴力予防啓発として、主に中学・高校等を対象としたデートDV防止出前講座やSNSを活用した広報を実施しています。

(2) 就職氷河期世代非正規職シングル女性支援事業

就職氷河期世代を中心とした、非正規職シングル女性の就労支援に取り組んでいます。

令和3年度は、前年度に実施した当事者・企業を対象とした調査を踏まえ、個別カウンセリング・就職活動の準備・定着支援までを、当事者が抱える個別の状況に寄り添いながら、伴走型で実施しました。

3 誰もが活躍できる豊かな地域・社会づくり

(1) 若い世代に向けた広報・啓発

若い世代が主体的に自分らしい生き方を選択する

ことを学ぶ機会の充実を図るため、YouTuber と市立小学校と連携し、ジェンダーに関する理解促進プロジェクトを実施しました。

(2) 理工系女子応援事業

女子中・高校生の理工系分野への進路選択を支援するため、中高生や保護者、教職員に対して、企業で活躍する女性技術者によるパネルディスカッションをオンラインで開催しました。

(3) 男女共同参画貢献表彰

横浜市において男女共同参画社会の形成に積極的に取り組み、他の模範として推奨できる個人又は団体を表彰し、その活躍を広く市民の皆さんにお知らせすることで、男女共同参画への理解促進や取組の普及を図っています。

(4) 男女共同参画関連調査

施策の立案等の基礎資料とするため、市民の皆さん・事業者の意識、実態や社会動向の変化について、調査研究を実施しています。

令和3年度は「男女共同参画に関する事業所調査」を実施しました。

4 行政運営（計画の推進に係る体制整備）

(1) 男女共同参画審議会

市長の諮問に応じ、男女共同参画行動計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、学識経験者、市民及び事業者等からなる横浜市男女共同参画審議会を設置しています。

(2) 横浜市男女共同参画推進会議

男女共同参画行動計画の効果的な推進を図るため、横浜市男女共同参画推進会議（市長・副市長、全局統括本部長、代表区長で構成）を設置し、計画の進捗管理を行っています。

また、全区局統括本部に男女共同参画推進者を配置し、男女共同参画の推進とともにハラスメント防止等の問題解決に取り組んでいます。

(3) 横浜市DV施策推進連絡会

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための施策を関係機関等の連携協力のもと総合的に推進するにあたり、関係者間の円滑な情報交換・情報共有を実施しています。

(4) 横浜市女性活躍推進協議会

市内経済団体等をはじめとした関係機関と連携し、市内企業の女性活躍を推進するための意見交換・情報共有を実施しています。

また、女性活躍・働き方改革企業応援サイト「ジョカツナビ@横浜」において、女性活躍推進や働き方の見直しに関する取組を発信しています。

■横浜市男女共同参画センター運営事業

男女共同参画センター3館において、男女共同参画に関する相談、講座、講演会等の開催、資料及び情報の収集・提供を行っています。また、市民の皆さん及び事業者への活動の場の提供等を行っています。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から経済不安や生活不安などを抱える女性を対象として、感染拡大期において

は「女性としごと応援デスク」の機能を拡充し、通話料無料の電話相談窓口を設置することにより、迅速に対応しました。

男女共同参画センター横浜

所在地 戸塚区上倉田町 435-1

TEL 045-862-5050

開館 昭和63年9月

入館者総数 213,817人（令和3年度）

施設概要 ホール、セミナールーム、会議室、和室、音楽室、多目的スタジオ、生活工房、フィットネスルーム、情報ライブラリ、相談室、子どもの部屋、活動交流コーナー、健康サロン

男女共同参画センター横浜南

所在地 南区南太田 1-7-20

TEL 045-714-5911

開館 平成17年4月

*横浜市婦人会館廃止後、建物を利用して設置

入館者総数 58,222人（令和3年度）

施設概要 研修室、会議室、和室、音楽室、生活工房、トレーニング室、相談室、子どもの部屋、交流ラウンジ

男女共同参画センター横浜北

所在地 青葉区あざみ野南 1-17-3

TEL 045-910-5700

開館 平成17年10月

入館者総数 226,219人（令和3年度）

施設概要 レクチャールーム、セミナールーム、会議室、音楽室、生活工房、健康スタジオ、相談室、子どもの部屋、交流ラウンジ

■公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会

事務局 戸塚区上倉田町 435-1（TEL 045-862-5053）

男女共同参画の推進に関する施策を実施するとともに、市民の皆さん及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、次のような事業を行っています。

- 1 男女共同参画に関する相談
- 2 男女共同参画に関する講座・研修の企画実施
- 3 男女共同参画に関する調査研究及び広報啓発
- 4 男女共同参画に関する情報の収集及び提供
- 5 男女共同参画に関する市民活動の支援及び市民等との協働・連携
- 6 男女共同参画推進に関する施設の管理運営

シティプロモーションの推進

その他の広報（表5参照）

■広報活動（広報課）

広報紙・誌発行（表2参照）

テレビ・ラジオ広報（表3参照）

インターネット広報（表4参照）

広報企画審議会

市長の諮問機関として、昭和39年に「横浜市広報企画審議会条例」を制定し、横浜市広報企画審議会を設置しました。

市政広報・広聴の現状や方向性について審議を行っています。

表2 広報紙・誌発行

印刷物名	内容	配布方法等
広報よこはま	区版と市版を一体印刷して毎月1回発行 視覚障害者に対して「点字版」（市版のみ）と「録音版」（区版・市版）も発行	自治会町内会等を通じ、毎月各世帯に配布 市内公共施設、駅などに設置しているPRボックスでも配布
暮らしのガイド	市政窓口、横浜市の事業・施設の情報をコンパクトにまとめた生活情報誌（民間との協働編集）	区役所広報相談係、行政サービスコーナー、図書館、地区センター、市役所市民情報センターなどで配布
季刊誌「横浜」 ※第76号（2022年4月発行）をもって休刊	グラフィックな誌面で歴史や文化など横浜の魅力を市内外にPRする雑誌（民間との協働編集）	年4回発行（季刊） 県内及び東京都内の書店、駅売店、市庁舎市政刊行物・グッズ販売コーナーなどで販売

表3 テレビ・ラジオ広報

	番組名	放送局	放送日時	内容
テレビ	ハマナビ	テレビ神奈川	毎週土曜日 午後6時から30分間	市政やまちの話題・市民活動などを紹介
	ぎゅっとヨコハマ！*	市内ケーブルテレビ	毎月10回以上・1回5分間	市民の生活に役立つ情報を紹介
ラジオ	ヨコハママイチョイス!	FMヨコハマ	毎週日曜日 午前9時30分から30分間	観光・イベント情報などを音楽にのせて紹介
	ホッと横浜	ラジオ日本	毎週木・金曜日 午後4時30分から5分間	市政やまちの話題を現場からリポート
	ようこそ横浜*	ニッポン放送	毎週火曜日 午前10時43分頃から5分間	横浜の魅力や市の重点施策を市長が紹介
	横浜流儀～ハマスタイル～*	文化放送	毎週土曜日 午前6時50分から10分間	横浜の魅力を市長とパーソナリティとの掛け合いにより紹介
	パブリック・サービス・アナウンスメント	インターFM897	毎週月～金曜日（中国語、韓国・朝鮮語、英語、スペイン語、ポルトガル語） 午前6時12分から3分間 （再放送）午後0時55分から3分間	生活情報を5か国語で紹介

※令和3年度（令和4年3月）で終了

表4 インターネット広報

媒体	内容	提供方法等
ウェブサイト	市政情報の提供、広報よこはま市版（Eメール配信・やさしい日本語掲載有）・暮らしのガイド等のウェブ版での提供、英語・中国語・ハンガル及びやさしい日本語による在住外国人向けの情報提供	随時更新 https://www.city.yokohama.lg.jp/
LINE	新型コロナウイルス感染症に関する情報や防犯情報などの横浜市からのお知らせの配信、ワクチン接種予約、粗大ごみの申込や道路の損傷通報の受付	随時メッセージ配信 横浜市 LINE 公式アカウント LINE ID @cityofyokohama
Twitter	横浜市からのお知らせやイベント情報の発信	随時更新 アカウント @yokohama_koho
YouTube	横浜の魅力や事業を動画で紹介	随時更新 YouTube 横浜市公式チャンネル「CityOfYokohama」 https://www.youtube.com/user/CityOfYokohama
スマートニュース	スマートフォン・タブレット用のニュースアプリ「スマートニュース」に「横浜市チャンネル」を開設、横浜市ウェブサイトの情報を配信	随時更新 スマートニュースアプリ「横浜市チャンネル」 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/sns/other/smartnews.html
広報紙閲覧サービス カタログポケット	広報よこはま市版多言語版の提供（日本語の他9言語、音声読み上げ・ポップアップ機能有）	毎月更新 パソコンやスマートフォンアプリで閲覧 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/insatsubutsu/koyoko/shiban/catalogpocket.html

表5 その他広報

媒体	内容	提供方法等
データ放送	市政情報、イベント情報など	t v k 地上波デジタル放送
民間紙との協働	民間で発行している媒体に、市政情報を提供	リビング新聞（紙面、WEB版）

■シティプロモーション事業（広報戦略・プロモーション課）

横浜が国内外から「選ばれる都市」となるため、市の施策や横浜の魅力を発信するプロモーションを展開し、市民の信頼獲得、都市の認知度やブランドイメージの向上を図ります。

基本方針の策定や研修、相談支援体制を整え、職員の広報プロモーション力の向上を目指すとともに、データに基づく効果測定を行うことで、より効果的なプロモーションを展開します。

■市政報道の推進（報道課）

市民の皆さんへの的確かつ迅速な市政情報の提供を行うために、関係機関と調整を図り、円滑な連絡体制を確立するとともに、広く報道情報を収集、把握し、整理します。また、横浜からの情報を世界に向けて発信し、横浜への取材を誘致、促進するため、外国報道の推進に向けた取組を行います。

市政情報の提供

報道機関への的確かつ迅速な市政情報の提供を図るために、市長定例記者会見（インターネット生中継等）やレクチャーなどを行います。

外国報道の推進

横浜からの情報を世界に向けて発信するために、外国報道機関等の駐日特派員を対象に、横浜市の情報電子メールなどで発信するニュース配信等を行います。

新たな価値を共に創り出す「共創」の取組（共創推進課）

■共創推進の指針

共創の理念や目的を公民で共有化するための「共創推進の指針」に基づき、民間の皆さんと行政との対話を通じて、「質の高いサービスの提供」や「新たなビジネスチャンスの創出」、「横浜らしい地域活性化の推進」などに向けた新たな価値を共に創り出す「共創」の取組を進めています。

■公民による対話と交流

民間事業者から公民連携に関するさまざまな相談・提案を受け付ける窓口として「共創フロント」を開設しています。共創フロントでは、平成20年度から令和3年度末までに1,065件の提案を受け付け、うち468件が実現しました。

また、公民対話により具体的な共創事業の創出を目指す実験的な場である「共創ラボ」を、「コロナ禍におけ

る社会的制約と、生活価値観の変化に基づいた市民各層の「幸せ」の構成要素を明らかにすることで社会共通の課題（群）を導き出す」をテーマとして、オンライン形式で4回開催しました。

その他、地域の民間主体（主に地域生業企業）が中心となり、対話や実証実験により、ビジネスを通じて深刻化する地域課題を解決する「リビングラボ」の展開を進めるとともに、「横浜版地域循環型経済」（サーキュラーエコノミー plus）で実現する、市民一人ひとりのウェルビーイング向上に向けた取組をテーマに本市の政策課題を公民の対話によって推進しました。

また、市内各地のリビングラボをサポートするための中間支援組織の活動を支援しました。

■指定管理者制度

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法改正により創設されました。本市では新横浜公園や各区の地区センターなど、令和4年4月の時点で950施設において指定管理者の指定を行っています。

公の施設のより良い施設運営と市民サービスの向上を図るために、本市独自の制度として、民間評価機関による指定管理者第三者評価制度を導入するとともに、制度運用の基礎となる「横浜市指定管理者制度運用ガイドライン」の策定などを行っています。あわせて、社会情勢を踏まえながら、これらの見直しを行うことで、制度運用の継続的な改善を進めています。

■広告・ネーミングライツ

税収が減少する中、横浜市が持つ公共施設や広報・印刷物など様々な資産を広告媒体として活用することで、新たな財源の確保に取り組んでいます。

財源確保の視点だけでなく、時代の変化・ニーズに合わせた新たな広告価値の創出に向けて、SDGsの達成や行政課題の解決につながるような事業展開にも挑戦しています。

令和3年度は一般会計で約1億5,800万円の広告料収入等がありました。また、広告付き封筒などの提供を受けることで、約8,800万円相当の経費縮減効果がありました。

その他に、公共施設におけるネーミングライツの導入も進めています。「横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」に基づき、日産スタジアム、ニッパツ三ツ沢球技場、はまぎんこども宇宙科学館、俣野公園・横浜葉大スタジアム、バイクオーターウォーク、ドウアメニティ新横浜駅前トイレ診断士の廁堂、カップヌードルミュージアムパーク、ハマヤク農園、鶴屋町クレインズ歩道橋ほか4橋で契約を締結しており、令和3年度は約1億7,900万円の収入がありました。

■ P F I

P F I (Private Finance Initiative) は、公共施設の建設・維持管理・運営等を、民間の資金やノウハウを活用して効率的かつ効果的に実施し、市民サービスの向上や事業期間全体を通じたトータルコストの縮減等を図る事業手法です。本市では、P F I の導入や P F I 事業の適正な運用を進めています。

これまでに、上下水道や学校、庁舎、MICE 施設、市民利用施設等の事業に P F I を導入してきました。また、P F I 事業の安定的な実施を図るため、外部有識者による「横浜市民間資金等活用事業審査委員会」において、P F I 事業者の財務状況等を確認しています。

■ 公有資産の有効活用

本市が保有する土地や建物等の資産について、民間のノウハウ等を活かしながら地域課題の解決を図るなど有効活用を進めるため、民間事業者の皆さんが参画・提案しやすい環境づくりに取り組んでいます。

具体的な取組として、未利用地や用途廃止施設等の活用検討にあたって、民間事業者の活用アイデアや公募に対する意向等を把握する「サウンディング調査」を実施しています。また、公園や道路などの公共空間の活用を一層すすめることを目的として、本市のビジョンや許認可手続フロー等をまとめた手引きを令和 2 年 1 月に策定し、取組を進めています。

■ 構造改革特区、地域再生の取組

国において創設された「構造改革特区制度」や「地域再生制度」を活用し、地域特性に応じた規制緩和による地域経済の活性化や、地域の資源や強みを活かした施策を進めています。

令和 3 年度末までに、国際物流や産学連携、産業活性化、教育、I T、若者の就労支援、救急、区画整理などの分野で、11 件の構造改革特区と、文化芸術や企業誘致、国際港湾物流、多文化共生、地域経済活性化などの分野で、14 件の地域再生計画が国の認定を受けました。

■ 新たな公民連携手法の検討

新たな公民連携手法として、行政課題の解決に対応した成果指標を設定し、その改善状況に連動して委託費等を支払うことにより、より高い成果の創出に向けたインセンティブを民間事業者に強く働かせることが可能となる「成果連動型民間委託契約方式 (PFS)」の導入を進めています。

モデル事業を令和 2 年から開始し、産前産後の母親の出産や子育てに関する相談に産婦人科医・助産師・小児科医がオンラインで応じる健康医療相談サービスを実施しました。(令和 2、3 年度複数契約)。

人を惹きつける魅力と活力に満ちた学術都市を目指して

(大学調整課)

■ 公立大学法人横浜市立大学の自主自律的運営への支援

少子高齢化の一層の進展による大学間競争の激化、社会の急速なグローバル化の進展への対応など、横浜市立大学を取り巻く環境は大きく変化している中、横浜市立大学は、地域に根ざした大学として、時代を担う人材の育成、多岐にわたる地域貢献、先進的な研究や医療の提供など、市民の期待に応える多くの成果を挙げてきました。

横浜市立大学が、今後も国際都市横浜にふさわしい大学として時代の要請に応え、存在意義を発揮し続けるため、本市は横浜市立大学法人の設立団体として、より効果的な運営ができるよう、様々な支援を行っています。

1 法人運営の仕組み

(1) 市会、横浜市及び横浜市立大学の関係

公立大学法人は、地方独立行政法人法の定めにより、法人が大学の設置者となります。市長、市会、横浜市公立大学法人評価委員会及び法人はそれぞれ決められた役割を果たすことが求められています。

横浜市立大学の運営に際して、市長が法人の 6 年間の運営目標として、中期目標を定め、法人は、この中期目標に沿って、中期計画を策定します。

また、法人の事業資金として、横浜市が運営交付金の交付等をしますが、市の予算・決算として市会に諮ることとなります。

(2) 公立大学法人の組織

法人の理事長及び監事は市長が任命します。副理事長及び理事は理事長が任命し、市長に届け出るとともに、併せて公表します。

(3) 法人の評価

法人の業務の実績に関する評価等を行うため、地方独立行政法人法第 11 条に基づき、市長の附属機関として横浜市公立大学法人評価委員会を設置しています。

主な役割は次のとおりです。

ア 市長が横浜市立大学の中期目標を作成・変更する際の意見

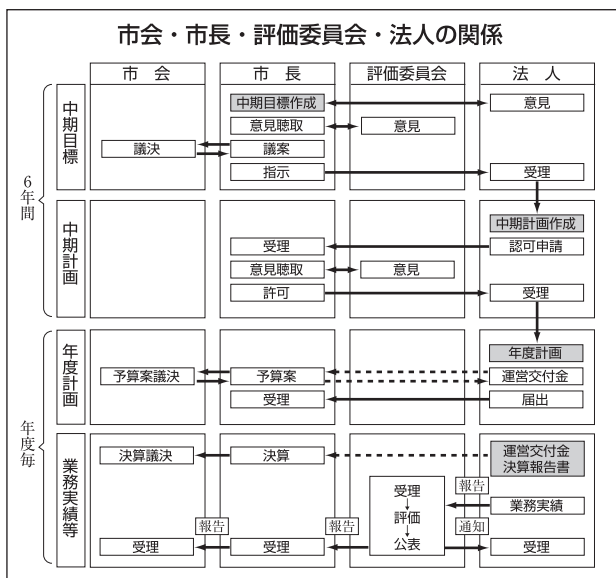
イ 横浜市立大学が作成・変更した中期計画を市長が認可する際の意見

ウ 各事業年度における業務実績についての評価

エ 中期目標期間における業務実績についての評価

令和 3 年度の実績

【横浜市公立大学法人評価委員会】4 回開催



2 法人への支援と評価

横浜市立大学は、本市が定めた中期目標の達成に向けて法人自らが策定した中期計画等に基づいて、自主自律的な大学運営を推進しています。

本市は法人の設立団体として、法人と連携や連絡調整を図りながら支援を行っています。

(1) 法人との調整及び評価委員会の運営

市長の附属機関である「横浜市立大学法人評価委員会」の運営を行い、同委員会により法人の令和2年度の業務の実績に関する評価及び第3期中期目標の終了時に見込まれる評価(みなし評価)等を行い、評価結果を法人に伝えるとともに、市会に報告しました。

そのほか、法人の諸課題に対応するとともに、法人との共通理解を促進し、課題解決に向けた支援方策や連携方策などを協議する場として、「横浜市・公立大学法人横浜市立大学協議会」を令和3年7月と11月に開催しました。

(2) 運営交付金の交付等

法人の設立団体である本市では、法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な運営交付金を算定基準に基づいて計画的に交付しています。

このほか、附属2病院において高度先進的な医療を市民の皆さんに提供するための医療機器整備が必要不可欠であることから、附属2病院の医療機器整備に必要な資金について市債を発行し、法人へ貸し付けを行うとともに、過去の貸付金の返済の一部を運営交付金で措置しています。

令和3年度の実績

【運営交付金】 12,901,672,000円

【貸付金】 1,500,000,000円

■市内大学と地域がつながるまち

1 大学・都市パートナーシップ協議会

平成17年3月に「大学と都市の連携に関する考え方」を策定しました。ここでは、基本理念として「横浜が拓く知の未来－21世紀型大学都市ヨコハマの挑戦－」を掲げ、連携推進における4つの方向性、「教育の可能

性を拓き未来を担う人材を育む(人材育成)、「新しい時代の市民の多様な学びを創出する(生涯学習)」、「知を活かし新たな横浜経済を拓く(横浜経済の活性化)」、「協働して都市の課題に取り組む(地域課題の解決)」を示しました。

そして、「大学・都市パートナーシップ協議会」は、この「考え方」に賛同した市内大学学長・理事長と横浜市長の意見交換の場として、平成17年3月に設立しました。市内の大学の豊富な知的資源などの蓄積を活かし、市民・企業・行政が連携して活力と魅力あふれる都市を実現するため、この協議会を頂点とする継続的、総合的な連携体制を構築し、協力しあうことを確認しています。

【参加大学一覧(五十音順・令和4年8月1日現在)】

- | | |
|--------------------|-----------|
| 神奈川大学 | 東京都市大学 |
| 鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 | 東洋英和女学院大学 |
| 関東学院大学 | 日本体育大学 |
| グロービス経営大学院 | フェリス女学院大学 |
| 慶應義塾大学 | 放送大学 |
| 國學院大學 | 明治学院大学 |
| 湘南医療大学 | 八洲学園大学 |
| 情報セキュリティ大学院大学 | 横浜国立大学 |
| 昭和大学 | 横浜商科大学 |
| 星槎大学 | 横浜女子短期大学 |
| 玉川大学 | 横浜市立大学 |
| 鶴見大学・鶴見大学短期大学部 | 横浜創英大学 |
| 桐蔭横浜大学 | 横浜美術大学 |
| 東京藝術大学大学院 | 横浜薬科大学 |
| 東京工業大学 | |

2 協議会主催事業

(1) 大学・都市パートナーシップ協議会代表者会議
協議会参加大学と本市の意見交換及び情報共有の場として、年1回開催していましたが、令和3年度開催予定だった第15回会議について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止しました。

(2) Webサイト「はまキャン!～大学と地域がつながるまち・横浜～」の開設

大学・都市パートナーシップ協議会参加29大学の情報がひと目でわかる、市民の皆さまに大学の魅力を知っていただくWebサイト「はまキャン!～大学と地域がつながるまち・横浜～」を開設しました。

開設日：令和4年3月29日(火)

掲載内容：入試情報、教員紹介・研究活動、地域貢献活動・イベント情報、学生生活・サークル活動の紹介などのほか、学びたい分野から横浜市の大学を探せる学術分野マップ、大学クイズ、大学と地域・市との連携インタビューなどを掲載

3 学術都市の推進

学術都市形成の一環として、国際施策、経済施策と連動させた「外国人留学生に対する就職支援」に取り組むため、横浜国立大学及び横浜市立大学とともに「ヨコハマ・カナガワ留学生就職促進プログラム」を実施

しており、その推進体制として実行委員会及び部会の運営等を行うとともに、プログラムの一環として、リモートでのインターンシッププログラムや受入先企業の社員との座談会を実施しました。また、市内企業へ留学生のインターンシップ受入れや採用に関するアンケート調査を実施しました。

■横浜市立大学関係施設整備事業

吊り天井を法令に適合させるための天井脱落対策工事では、横浜市立大学の附属病院中央待合ホールの工事の実施及び市民総合医療センター外来待合ホールの実施設設計並びに金沢八景キャンパスシーガルホールの基本設計を行いました。

また、市民総合医療センターの受変電設備更新に向けた実施設計を実施しました。

さらに、令和3年3月に策定した「横浜市立大学医学部・附属2病院等の再整備構想」を受け、「横浜市立大学医学部・附属2病院等の再整備基本計画」の策定に向けて検討を開始しました。

基地対策（基地対策課）

■施設返還の促進

米軍施設返還の経過

第二次世界大戦後進駐した連合軍により、横浜市は、市の中心部や港湾施設などが広範囲にわたり接収され、横浜の再建・復興は著しく遅れることとなりました。

それ以来、本市では市民の皆さんの共通の念願、市政の重要課題として市内米軍施設の早期全面返還に向けた取組を進め、今日まで多くの返還を実現してきました。

しかし、市内にはなお、米軍施設が存在し、都市づくりを進める上で大きな妨げとなっています。

近年の動き

平成16年10月に、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域への住宅等の建設及び上瀬谷通信施設・深谷通信所・

富岡倉庫地区・根岸住宅地区の全部、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地、小柴貯油施設の一部の返還の方針が日米合同委員会において合意されました。

このうち、小柴貯油施設については、横浜市からの度重なる全面返還の要請を受け、平成17年12月に陸地部分全域が返還され、富岡倉庫地区については、平成21年5月に返還され、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックの一部についても同年3月に返還されています。なお、小柴貯油施設については平成29年8月から公園整備に着手し、令和3年7月末に「小柴自然公園」として第1期エリアの一部を公開しています。

また、返還方針の合意から約10年を経て、平成26年4月の日米合同委員会において深谷通信所と上瀬谷通信施設の大規模な2施設の返還時期が示され、平成26年6月には深谷通信所の返還が実現し、平成27年6月には上瀬谷通信施設の返還が実現しました。

その後、平成30年11月に開催された日米合同委員会において、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における家族住宅等の建設を取り止めること、並びに根岸住宅地区について、早期の引渡しに向け、原状回復作業を速やかに実施するため、共同使用について日米間で協議を開始することが合意されました。令和元年11月にはこの共同使用が合意され、令和2年6月より、国による原状回復作業が実施されています。

引き続き、市内米軍施設・区域の早期全面返還を国に対し要請しています。

■米軍施設の現況

根岸住宅地区

管理：在日米海軍横須賀基地司令部及び防衛省にて共同使用

令和元年11月の日米合同委員会において、早期の引き渡しに向け、原状回復作業を速やかに実施するための共同使用が合意されました。令和2年から調査等が開始され、現在建物などの解体撤去工事が行われています。

米軍施設・区域に囲まれた土地に市民2軒が居住

横浜市内米軍施設・区域一覧表

令和4年8月1日現在

施設名	所在区	土地面積
4か所	6区	1,503,894
根岸住宅地区（海軍）	中区 南区 磯子区	429,203
池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）（海軍）	金沢区	367,590
鶴見貯油施設（海軍）	鶴見区	183,784
瑞穂ふ頭／横浜ノースドック（陸軍）（海軍）	神奈川区	523,317
水域名称	所在	水域面積
小柴水域（海軍）	金沢区沖合	約420,000
瑞穂ふ頭／横浜ノースドック専用水域（陸軍）	瑞穂ふ頭の周囲	約107,500

（注）施設名末尾かっこ内は所管を示しています。

されています。

池子住宅地区及び海軍補助施設

管理：在日米海軍横須賀基地司令部

施設は、逗子市及び横浜市にわたり所在しています。このうち、逗子市域には、米軍人、軍属及びその家族が居住しており、管理事務所、スポーツ施設（テニスコート等）、中央公共施設等があります。

鶴見貯油施設

管理：在日米海軍横須賀補給センター燃料部

横須賀市に所在する貯油施設（吾妻倉庫地区）からタンカーで運ばれた航空機燃料を一旦貯蔵し、ここから鉄道、自動車で横田基地に供給されています。13基のタンクがあり、約12万キロリットルの貯油能力があるといわれています。

瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック

管理：在日米陸軍基地管理本部、米海軍横須賀基地司令部

ふ頭地区では、大型・小型船舶用バース、野積場、倉庫等があり、物資の搬出入や軍人・軍属等の移動に伴う貨物輸送業務等が行われています。

郵便地区では、極東からベルシャ湾に至る米海軍関係の郵便業務が行われています。

また、施設の周囲には、約11ヘクタールの提供水域があります。

令和3年度の入港実績は、年間90隻、月平均7.5隻となっています。

小柴水域

管理：在日米海軍横須賀基地司令部

約42ヘクタールに及ぶ円形の提供水域です。米国船舶の停泊及び積荷の積み卸しのために使用する、とされています。

航空騒音・安全対策

厚木基地の米軍機の航空騒音と航空安全については、国と米軍に対し、その対策を要請しています。これらの問題は、県内広域にわたることから、県と厚木基地周辺9市（横浜、大和、綾瀬、藤沢、相模原、海老名、座間、茅ヶ崎、町田）が連携して、騒音問題の解消に取り組んでいます。

また、米軍による航空事故が発生した場合に備え、国、米軍、関係自治体で構成する「航空事故等連絡協議会」に参加しています。

なお、消防局は、在日米海軍及び陸軍と消防相互援助協約を結び安全の確保に努めています。

た。その後は、産業・研究機能等の導入とともに、様々な課題への対応も視野に入れて幅広い視点での検討をしています。

平成26年6月に返還された深谷通信所については、平成25年3月に泉区深谷通信所返還対策協議会が作成した「跡地利用計画案」や戸塚区が取りまとめた「区民の意見」等を踏まえ、平成30年2月に「跡地利用基本計画」を策定しました。

同計画の実現に向けて、令和2年度の環境影響評価の配慮書手続きに引き続き、令和3年度は環境影響評価方法書の手続きを行いました。

令和元年11月に共同使用が合意された根岸住宅地区は、地権者組織である「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」が平成29年5月に「まちづくり基本計画（協議会案）」をとりまとめました。

同計画を尊重しつつ、令和2年9月に「根岸住宅地区跡地利用基本計画（案）」を取りまとめるとともに、市民意見募集を実施し、令和3年3月に「根岸住宅地区跡地利用基本計画」を策定しました。

■跡地の有効利用

返還後の跡地利用の促進については、平成16年10月に返還方針が合意された市内米軍施設について、平成18年6月に策定した「米軍施設返還跡地利用指針」や平成23年3月に改定を行った「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」等に基づき、民間土地所有者、地元の方々との意見交換を行いながら、跡地利用の具体化に向けた検討を行いました。

平成21年5月に返還された富岡倉庫地区については、平成23年度に「跡地利用基本計画」を策定し、平成26年度には敷地の一部を活用して衛生研究所を開所しまし